

定期健康診断等を適正に行っていますか

—法定健診の費用は原則事業者負担です—

足立労働基準監督署

労働安全衛生法第66条第1項労働安全衛生規則第44条により、事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、下表の項目について医師による健康診断を行うことが定められています。しかし、事業場の調査を実施すると、法令に基づいて行っていないところが見られますので、以下の留意事項を参照し、適正に行ってください。

〔定期健康診断項目・省略基準〕

健康診断項目	医師の判断により省略可能
1 既往歴及び業務歴の調査	
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1,000Hz及び4,000Hzの音に係る聴力)の検査	・身長 20歳以上 ・聴力 45歳未満(35歳・40歳を除く)の者はオーディオメーター以外の方法でも可 ・腹囲 35歳を除く40歳未満の者など
4 胸部エックス線検査及び喀痰検査	・40歳未満の者で、①5歳ごと節目の年の者、②感染症法の対象となっている者、じん肺法の対象となっている者、以外の者
5 血圧の測定	
6 貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査)	・40歳未満の者(35歳の者を除く)
7 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTPの検査)	・40歳未満の者(35歳の者を除く)
8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライドの検査)	・40歳未満の者(35歳の者を除く)
9 血糖検査	・40歳未満の者(35歳の者を除く)
10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	
11 心電図検査	・40歳未満の者(35歳の者を除く)

【留意事項】

- ① 常時使用する労働者にパート、アルバイトも対象となる場合があること。(平成19年10月1日付け基発第1001016号通達 ⇒ 別紙参照)
- ② 事業場の判断により、健康診断項目を省略することができないこと。(深夜業務従事者等に対する6月以内ごとの健康診断も同様です。)
- ③ 法定健康診断は、費用を労働者に負担させることができないこと。(昭和47年9月18日基発第602号通達参照)
※ 雇入時の健康診断費用を労働者負担としている事業場が多い。
- ④ 異常所見者に対して、医師等の意見聴取及び就業上の措置を講ずる必要があること。
- ⑤ 常時50人以上労働者を使用する事業場は、対象者全員の健康診断結果が届き次第、遅滞なく、所轄労働基準監督署へ「定期健康診断結果報告書(様式第6号)」を提出する必要があること。当署では、未提出の事業場(違反)へ督促を実施しています。

健康診断に関することは、安全衛生課までお問い合わせください。

☎ 03-3882-1187 (代表)

別紙

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の 一部を改正する法律の施行について（抜粋）

平成 19 年 10 月 1 日付け基発第 1001016 号

労働安全衛生法の一般健康診断を行うべき「常時使用する短時間労働者」とは、次の①及び②のいずれの要件をも満たす者であること。

① 期間の定めのない労働契約により使用される者（期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約の契約期間が1年（労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 45 条において引用する同規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に従事する短時間労働者にあつては 6 月。以下この項において同じ。）以上である者並びに契約更新により 1 年以上使用されることが予定されている者及び 1 年以上引き続き使用されている者を含む。）であること。

② その者の 1 週間の労働時間数が当該事業場において、同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数の 4 分の 3 以上であること。

なお、1 週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数の 4 分の 3 未満である短時間労働者であっても上記の①の要件に該当し、1 週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数のおおむね 2 分の 1 以上である者に対しても一般健康診断を実施することが望ましいこと。